

Contents

- 一般財団法人 会計教育研修機構(JFAEL)情報…………… 2
- 《企業経営と会計・監査シリーズ 第29回》～連載～…………… 4
「会計教育研修の充実を目指して」
～藤沼 亜起 一般財団法人会計教育研修機構評議員会 議長
一般社団法人日本公認不正検査士協会 理事長～
- 《コーポレートガバナンスの最新事情 第8回》～連載～…………… 6
「取締役会の実効性評価」
～松田千恵子 東京都立大学大学院 経営学研究科 教授～
- 《IFRSワンポイント・レッスン 第19回》～連載～…………… 8
「[全般的な表示及び開示]:フィールドテストでの気付き事項」
～坂口 和宏 富士通株式会社 財務経理本部経理部財務企画部 シニアマネージャー～
- 《最新税務事例の解説 第19回》～連載～…………… 10
「新型コロナウイルスと給与課税」
～伊藤 雄二 税理士法人フェアコンサルティング パートナー、税理士～
- IFRS財団の最新活動情報…………… 12
「IASBによる公開草案[全般的な表示及び開示]について」
～鈴木 邦宜 IASBテクニカル・フェロー～
- 2020年度の事業計画の概要…………… 14
～新井 武広 専務理事・事務局長(公認会計士)～
- JFAEL3つの事業の活動報告…………… 16
- 役員・会計実務家研修事業 開催予定セミナーのご案内…………… 18

一般財団法人 会計教育研修機構 (JFAEL) 情報

(JFAELについて)

当法人は、日本公認会計士協会が中心となり、経済界、学界、関係各界の協力を得て、2009年7月に設立された会計に係る教育財団です。

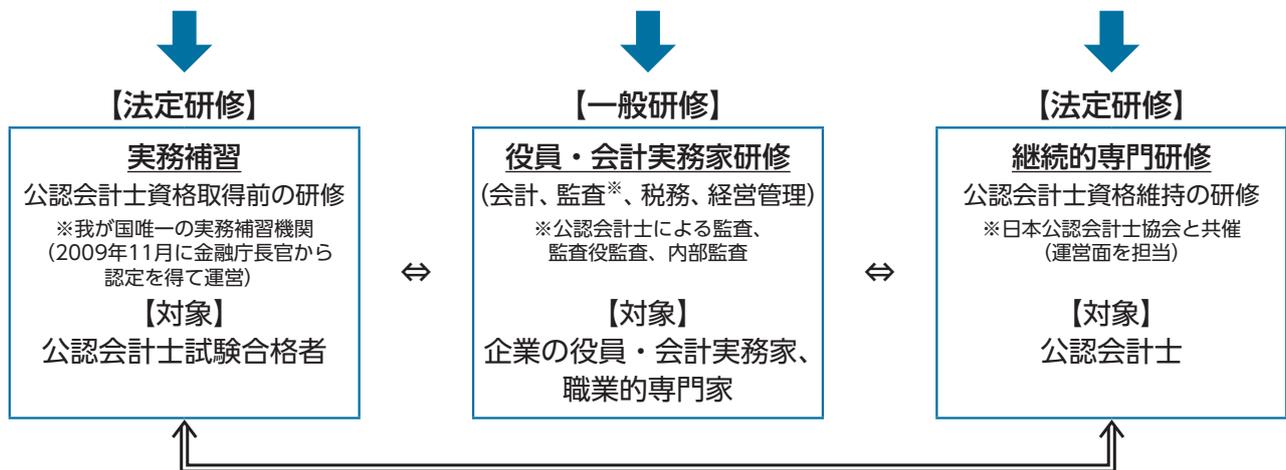
2018年3月に定款改正を行い、広く会計、監査及び税務に関心を有する者のニーズを踏まえた教育研修プログラムを提供し、専門知識や専門的技能の向上を実現し、我が国の会計人材の育成、会計リテラシーの向上に貢献することを目的としています。事業としては、会計実務に携わる者や取締役、監査役等の役員のための教育研修を行う「役員・会計実務家研修」と、公認会計士試験合格者のための法定研修を行う「実務補習」、公認会計士のための法定研修を行う「継続的専門研修」という3つの事業を行っています。

また、IFRSの任意適用企業が増加しつつある中、2013年11月にIFRS教育・研修委員会を設置し、関係諸団体の協力を得て、今後の我が国におけるIFRS教育・研修のあり方を検討し、関係者に働きかけを行うとともに、当法人としての取組みを推進しています。

このように、当法人は、関係者の協力のもと、オール・ジャパンとしての会計教育財団を目指して教育研修の機会を提供しています。

【目的】

会計、監査及び税務に関心を有する者の専門知識、専門的技能の向上を実現し、我が国の会計人材の育成、会計リテラシーの向上に貢献



(事業)

	実務補習	役員・会計実務家研修	継続的専門研修(CPE)
開催目的	公認会計士試験合格者の資質向上	会計、監査、税務、経営管理の知識向上	公認会計士としての資質の維持向上
開催場所	東京(含む8支所)、東海 近畿、九州	東京、名古屋、大阪、 福岡、札幌、神戸、仙台など	全国の約30カ所の会場

「“会計教育研修の充実を目指して”」

一般財団法人 会計教育研修機構評議員会 議長
一般社団法人 日本公認不正検査士協会 理事長

藤沼 亜起



初めに

会計教育研修機構(以下、機構という)が2009年7月に設立されてから11年目になる。この間、機構は会計実務家の研修を拡充するなど事業内容の見直しを行ってきたが、残念ながら会員数に大きな増加は見られていない。2018年3月には、定款の目的事項を「当法人は、広く会計、監査及び税務に関心を有する者の教育研修ニーズを的確に把握し、教材の開発及び教育研修の実施により、・・専門知識、専門的技術の向上を実現し、我が国の会計人材の育成、会計リテラシーの向上に貢献することを目的とする」と変更したが、この会計リテラシーの向上という崇高な目的の達成のためには、企業内の実務家や公認会計士などの専門家のみならず、教育現場や経済界などの広範な関係者の裾野の拡大、小中高及び大学での会計教育の充実、そして一般社会人向けに会計教育の理解を促進する啓蒙活動など強化すべき点が多々あると思っている。

日本公認会計士協会(以下、協会という)は「会計基礎教育推進会議」を設置して「会計基礎教育の推進に関する基本方針」を2017年7月(2020年改訂)に公表している。協会の地域会では小学・中学校向けに「ハロー会計」という名称で会計基礎教育の普及に努めてきた。幸い、中学・高校の教育内容を定めた「学習指導要領」が改められ、中学(2021年より)及び高校(2022年より)では指導要領解説で「会計情報の活用」が取り上げられる可能性が高まり、協会は教員向けに参考となるコンテンツの開発を進めている。

会計リテラシーの向上を目指すという機構

の目的を達成するには、今後は広範な関係者と協力して会計教育促進のための主要な役割を果たすべきではないかと考えている。

事業内容の見直しと 非財務情報に関する研修の充実

機構の設立に当たっては、協会の教育研修プログラムの、(1)公認会計士試験合格者に対する実務補習と、(2)公認会計士に対する継続的専門研修(CPE)を引き継いだ。加えて、企業内の実務家向けの教育研修として2010年3月期から任意適用が認められたIFRS基準の研修などを主に実施してきた。その後、2018年3月の事業内容の見直しのためのプロジェクトチームの報告に基づき、公認会計士向けの教育研修機関という機構のイメージを刷新する必要があるとして、事業内容の順序の入れ替えを行い、新たな分野として「企業の取締役、監査役など対象にした教育研修」を追加することになった。これは2015年に公表された「コーポレートガバナンスコード」を考慮したものである。

今後は、「ESG情報」や金融安定理事会のTCFDによる「気候関連財務情報開示」の提言などを考慮した非財務情報の開示が重要なテーマになると予想されるので、この分野の教育研修を具体化すべきではないかと考えている。

様々な組織体で発生する不正・不祥事への対応

最近、会計不正のみならず製造現場での品質不正やデータ偽装の問題などが大きな社会的な関心事となったが、社会福祉法人、医療法人、大学などの教育機関、農協及びスポーツ団

体などの非営利法人での不正・不祥事も多発している。一般に、非営利法人は組織体の理事長によるガバナンス体制や内部統制が弱く、理事長が非常勤の場合もあるので、職員による現預金の使い込みや資産の流用などの不祥事に繋がっている。会計不正と同じで不祥事件の発覚によりレピュテーションの棄損や専門家の雇用などで多大のコストが発生する。不正や不祥事の発生は、結局、当事者のインテグリティや倫理観の問題に起因するが、反面として、会計リテラシーのレベルが向上していないという問題を提起している。

公認不正検査士協会(ACFE)では、この春に会員向けのアンケート調査報告“Fraud in the Wake of COVID-19”(コロナ禍における不正)を公開しているが、その内容は、コロナ禍において不正・不祥事が増加していることと、様々なサイバー攻撃が急増していること、今後1年間に不正や詐欺事案(偽口座に入金を促すビジネスメール詐欺など)が増加すると予想していることなどの3点であった。

経営者は予想される不正・不祥事に対して適切な抑制策・防御策を構築する必要があるが、不祥事が発生した場合には、ステークホルダーにむけて発生原因や是正措置などについての説明責任を果たすことが求められている。このような不正・不祥事に対して機構が教育研修を実施することも大変に有意義であると思う。

「会計」は「簿記」であるという誤解の払拭

「簿記」は仕訳や帳簿付けから始まり試算表や決算書の作成などの一連のプロセスであるが、これを「会計」と誤解している者が多いように思える。例えば、会計データを使って経営管理に生かすことも会計の機能であり、予算実績管理、原価管理、趨勢分析、他社比較、資金繰り表(キャッシュフロー計算表)の作成を通じての資金管理なども会計の機能の一部と考えられる。加えて、開示情報を含む財務諸表を作成し、公表して説明することも会計の重要な機能である。経営者は、外部監査済みの財務諸表を株主などの外部関係者に開示すること

で説明責任を果たすことになる。最近の不正会計や不祥事を振り返ると、残念ながら、企業経営者が説明責任を果たしていない事例に遭遇することがある。この背景には、経営者などの倫理観の問題の他に、会計を簿記の延長としか捉えていないという会計リテラシーの問題があるように思えてならない。

大学教育では、会計は生徒の志望学部によって選択科目にも入らない場合があり、一般に、会計科目は商学部では主に必須科目、経営学部又は経済学部では選択科目となっている。

以前に大学教員に聞いた話であるが、初めて会計を受講する学生は、仕訳(借方・貸方)がなかなか理解できず、次にマニュアル作業の多い帳簿記帳と試算表の作成に辟易してしまい、簿記や会計は魅力のない学問であるとみなしてしまうという問題点を指摘していた。

高等教育機関における会計教育の充実と裾野の拡大もまた課題であると思っている。

「会計」の邦訳を変更して

「会計と説明責任」にすべきではないか

八田進二教授(青山学院大学名誉教授、機構フェロー)は、会計は“Accounting”の訳語であるが、“accout for ~”には「~を説明する」「~の責任を持つ」という意味がある。“Accoutability”は「説明責任」又は「報告責任」と訳す。すなわち「説明責任」がAccountingの原点で、単なる「数合わせ」や「計算を合わせる」という意味で「会計」と訳したのは間違えだったと主張している。

会計は、仕訳・記帳から決算結果の報告と説明責任の遂行までの一連のプロセスから構成されるが、この全体的機能の一部を表す「簿記」が「会計」と言われ、あたかも全体を表しているように理解されていることは残念なことである。この結果、決算結果を報告し説明責任を果たすという本来あるべき機能が、一部の人々に軽視されてきたのではないかと考えている。「会計」という用語は、本来「会計と説明責任」とすべきではないかと考えている。

「取締役会の実効性評価」

東京都立大学大学院 経営学研究科 教授 松田 千恵子



「取締役会の実効性評価」は、相変わらずご質問の多い分野です。コーポレートガバナンス・コード(CGC)導入時、最も物議を醸した内容のひとつでしょう。導入から早5年を過ぎ、企業の取組も変わってきているように見えます。今回は、実効性評価のポイントについて考えてみたいと思います。

最低の遵守率はいま

CGCの補充原則4-11③は「取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである」と定めています。導入当初、この項目に対する市場第一部・第二部企業の遵守(コンプライ)率は約36.4%¹と、全ての項目中最低でした。「Board Evaluation」が根付いている欧米とは異なり、こうした意識がなかった日本に突如として持ち込まれた感のある内容だったことがその理由でしょう。しかし、時を経て状況は随分と落ち着いてきたようです。最新の東京証券取引所の調査²によれば、78.86%まで高まってきています。こうなってくると、注目は「遵守か説明か」ではなく、その内容の方に移ってきます。

ここで問題となってくるのは何でしょう。大別して三つではないかと思えます。①評価される取締役会は「どうなのか」、②評価を「どうやるか」、そして③結果を「どう知らせるか」です。

一般的には②ばかり注目されがちですが、実は最初に考えて頂きたいことは「自社の取締役会はどうか=どのような役割を果たしているのか、果たすべきなのか」ということです。

取締役会は監督型へ

取締役会の役割としては、「業務執行の意思決定機関」というものと「業務執行に対する監督機関」というものの二種類が考えられます。昨今では後者の役割がより重視される状況となりつつあります。この流れは不可逆的なものと考えられます。なぜならば、今後は経営者の能力および意思決定権限への依拠が強まり、その経営者を監督する必要はいやがうえにも高まるからです(前回参照)。今後は、ガバナンス設計に拘わらず経営者を監督する役割が取締役会の中心的機能になっていくでしょう。

指名委員会等設置会社、あるいはそれへの過渡的形態ともされる監査等委員会設置会社というガバナンス設計は明らかに監督型の実効性を志向したものです。しかし、そうした「形式面」だけでは本当に取締役会が機能しているかどうかは判断しにくいです。従って「実効性」が問題となってくるわけですね。取締役会が確かに「監督」機能を果たす機関であるとの共通認識が醸成されたうえで、それがどのように実効性をもってなされているかを評価する必要が生じてくるということです。この点を関係者はしっかりと意識しておく必要があります。

なぜ「5」が取れないのか

②については、既に様々な取組がなされています。自己評価を例えばアンケートやインタビュー、もしくはその両方によって行う方法。それらを第三者に委ねる方法。しかし、これらも単に「やった」だけでは意味がありません。例えば外

1 東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コードへの対応状況(2015年12月末日時点)」

2 東京証券取引所「コーポレート・ガバナンス白書2019」2019年

部第三者を使ってアンケートによる評価を行い、5段階中の3.8という評価を獲得したとして、これは良いことでしょうか？もし、その第三者(コンサルなど)が「平均は3.5でした」と言えば、何となく平均を上回っているからそれでいいか、ということになりはしないでしょうか。しかし、何が理由で5.0ではないのか、何が改善していくべき点なのか、については何も分かりません。通信簿だけでは意味が無いのです。

取締役会は不断の努力で実効性を高めていくべき存在です。従って、実効性の評価では「ポジティブシンキング」が求められます。ただし「楽観的に考えれば人生何とかなるさ」という意味ではありません。「物事はすべて今以上に改善していけるはずだ」という思考のことです。どんなに先進的な取締役会でも、より良くしていくことはできるはずで、そうした取組ポイントは何かを炙り出すことこそ実効性評価の重要な役割といえましょう。そう考えれば、実効性評価は「改善すべき点がある。具体的には云々」と「今のところこれでよし」という二択になるのではないのでしょうか。そして、前者について、必ず取締役会メンバーで、いつまでにどうするのかを議論することが重要です。通信簿的な評価ばかりしていたある企業では、それをまとめて取締役会に上げるまでに事務局が多大な苦勞をしていました。一方、当の取締役会メンバーは一読して終わり。まるで事務局の仕事を他人ごととして眺めているようだ、と事務局の方が愚痴っていた記憶があります。

投資家が知りたいことは何か

さて、最後に「実効性評価の開示」です。投資家としては最も気になる場所ですね。しかし、相変わらず「おおむね実効性が確保されていることを確認しました」といった、木で鼻を括ったような開示も存在します。未だこうした開示を続けているのは、「ウチはガバナンスの状況が悪いです」と公言しているようなものです。一方、好事例として取り上げられるようなケースも増えてきました。こうした事例には共通点があります。①過去の事より将来につながることに重きを置いて語る、②できたことを威張るのではなく、でき

なかったことや今後の課題を真摯に検討する、③これら①と②について、前年からのつながりを明確にする、という点です。前年に課題とされたことに今年はどう対応したか、と言ったことが具体的に書かれていたりすれば、取締役会が活発に機能していることは十分伝わってきます。

「委員会」の活動は大事

また、内容として忘れてはいけないのは「委員会」の活動です。取締役会の実効性評価という表題を掲げるとなぜか忘れがちですが、指名や報酬等の委員会も含めての取締役会であり、ことに指名は「ガバナンスの一丁目一番地」です。注目度も高い項目と言えましょう。指名(諮問)委員会にかけた時間を開示する企業も多くなってきました。年間合計で15分程度、などという企業もまだまだ多いでしょうから、こうした流れが勢いを増してくると、委員会の活動の実効性は益々問われるようになるでしょう。最近では、投資委員会やサステナビリティ委員会など、任意の委員会を設置する企業も増えてきました。取締役会が何に注力しているかを表しているともいえ、これらの委員会の活動にも注目が集まります。ただ作っただけ、にはしたくないものです。

コーポレートガバナンス報告書などへの開示とともに、もうひとつ取締役会の実効性を垣間見られるような企業の発信があります。統合報告書等における取締役や監査役自らの言葉です。特に社外役員インタビューなどでは、取締役会の実効性をどう評価しているかといった内容が載ることも珍しくありません。社外役員もさすがに嘘はつけないので(笑)、こうした点からも「実効性」はしっかり見られているということです。

【筆者略歴】

金融機関、格付アナリスト、国内外戦略コンサルティングファームパートナーを経て現職。公的機関の経営委員、上場企業の社外取締役を務める。筑波大学院企業研究科博士後期課程修了。博士(経営学)。近刊に「ESG 経営を強くするコーポレートガバナンスの実践」(日経BP社)、「経営改革の教室」(中央経済社)。

IASB公開草案

「全般的な表示及び開示」： フィールドテストでの気付き事項

富士通株式会社 財務経理本部経理部財務企画部 シニアマネージャー
ASBJ 収益認識専門委員会専門委員・IFRS適用課題対応専門委員会 専門委員

坂口 和宏



～ワンポイント～

国際会計基準審議会 (IASB) より公表された公開草案「全般的な表示及び開示」では、損益計算書への新たな小計の追加や経営者業績指標の導入などに関する提案が行われている。適用にあたっては全般的に企業の判断を求められるため、事業の実態を踏まえた判断基準を整理するなど、最終基準化された場合、一定の検討を要すると思われる。

前回、IASBより昨年12月に公表された公開草案「全般的な表示および開示」(以下、公開草案)において、損益計算書における新たな段階損益の導入や経営者業績指標の開示などが提案されていることを紹介した。今回は、公開草案のフィールドテストへの参加を通じて得た筆者の気付き事項をご紹介します。フィールドテストは、公開草案での要求事項に従って過去の財務諸表を再作成することを通じて、実務上の問題点の洗い出し、今後の追加的なガイダンスの必要性、システム変更の影響に関する評価などを行うことを目的としており、IASBは、フィールドテストで各社から得たコメントなどをもとに最終基準化に向けての検討を進めることとなる。

なお、本稿で述べる気付き事項は、筆者が所属する組織の公式な見解ではなく、筆者の個人的な見解であることを予めお伝えする。

1. 不可分の又は不可分でない関連会社及び共同支配企業

■公開草案の概要

企業間での比較可能性を向上させるため、損益計算書に以下の新たな小計を設けることが提案されている。

- ・ 営業損益
- ・ 営業損益並びに不可分な関連会社及び共同支配企業(以下、関連会社等)から生じる収益及び費用
- ・ 財務及び法人所得税前損益

このうち不可分な関連会社等から生じる収益及び費用については、持分法で会計処理する関連会社等が企業の主要な事業と不可分かどうかを、すべての事実及び状況を考慮して評価しなけれ

ばならないとされている。企業と関連会社等との間の重大な相互依存は「不可分である」ことを示すとされ、重大な相互依存の例として以下が挙げられている。

- (a) 関連会社等との統合された事業分野を有している
- (b) 関連会社等と名称又はブランドを共有していて、外部からは1つの事業であると見える可能性がある
- (c) 関連会社等と仕入先又は顧客としての関係があり、重大な事業上の支障なしに入れ替えることが困難である

■気付き事項

- ・ 全体的に、定性的な判断基準となっており、実務での判断は一定の検討を要する。
- ・ 不可分かどうかの評価にあたってはすべての事実及び状況を考慮することとされているが、実務においては、例示の(a)～(c)で判断する場面が多くなると想定される。その場合、(a)～(c)の重要度や優先度が明確でないため、事業の実態に合わせて最優先する項目を決めたり、中立的な判断として三つのうち二つ以上満たした場合に不可分としたりするなど、財務諸表作成者として事前の整理が必要と考えられる。
- ・ (a)の「統合された事業分野」の定義が不明瞭であり、実務において判断にばらつきが生じる可能性があると考えられる。
- ・ (b)のブランドについては、会社名に共通項があったとしても、それが不可分な関連会社であることを示唆しているとは必ずしも言えず、また、不可分であるかを判断するのは

会社であるにも関わらず外部の視点が重要な判断要素となっている点で、判断が難しいかもしれない。

- ・ (c)の「仕入先又は顧客としての関係」について、入れ替えの困難性を、取引している製品やサービスの質で考えればよいのか、取引量や取引金額といった定量面で判断すればよいのか、事前の整理が必要と考えられる。

2. 経営者業績指標

■公開草案の概要

現在、多くの企業で経営者が定義した業績指標が使用されている。これらの業績指標のうち、収益及び費用の小計かつ下記に該当するものが経営者業績指標(Management Performance Measures:MPM)として定義付けられている。

- (a)財務諸表利用者とのコミュニケーションにおいて財務諸表外で使用される
- (b)IFRS基準で定められている合計や小計を補完する
- (c)企業の財務業績の一側面について経営者の見解を示す

また、MPMについて例えば以下の開示規定が提案されている。

- (a)財務諸表に注記¹
- (b)MPMの計算方法及びMPMが有用な情報を提供する理由
- (c)IFRSで定める最も比較可能な利益の小計との調整表並びに税効果及び非支配株主持分への影響

■気付き事項

- ・ 定義の(a)と(c)が別の要件となっているが、通常、財務諸表利用者とのコミュニケーションに使用される業績指標は財務業績に関する経営者の見解を示すものと考えられるため、(a)と(c)の関係性が分かりにくいと考えられる。
- ・ 定義の(b)で「合計や小計を補完する」とあるが、実務では、何をもって補完すると判断すればよいのか判断が難しいかもしれない。
- ・ 現在MPMで税効果および非支配株主持分への影響を開示していない場合であっても、開示規定の(c)に従い、開示する必要が生じるが、そもそもそのような開示を行うことが経営者業績指標の定義と整合しているのか不明瞭であると考えられる。

3. 通例でない収益及び費用

■公開草案の概要

通例でない収益及び費用について以下の事項が提案されている。

- (a)通例でない収益及び費用とは、金額や性質が類似した項目が将来の数年にわたって発生しないことが合理的に予想される(=予測価値が限定的な)収益及び費用
- (b)各項目の金額、内容の説明、金額や性質が類似した項目が将来の数年にわたって発生しないと見込まれる理由、損益計算書において当該収益及び費用が含まれる科目などを注記において開示

■気付き事項

- ・ 「将来の数年にわたって発生しないことが合理的に予想される」とあるが、合理的かどうかの判断が難しいと考えられる。例えば、事業のリストラクチャリング費用について、当初一時的なものと想定していたとしても、その後の事業環境の変化に伴い数年にわたって継続的に実施する場合もあるため、何を根拠に合理的とするかの判断が難しいのではないかと。
- ・ 例えば、設例において、特定の国でのリストラクチャリング費用を通例でない費用と判断した根拠として「このような費用は大規模なリストラクチャリングからしか発生しないと予想されるからである」との記載があるが、当該リストラクチャリングが今後発生する可能性に言及されておらず、将来の数事業年度についてどこまでの予想が求められ、何をもってその予想が合理的であるかを判断するかが容易ではない可能性がある。
- ・ そもそも「通例でない」とするかどうかは、企業の事業戦略に深く関係する可能性があるため、高度なマネジメントの判断が要求されると考えられる。

【筆者略歴】

富士通入社後、海外子会社の事業管理を経て、2002年から2005年まで米国駐在。帰国後、IFRS推進室にて全社IFRS適用プロジェクトに従事。2010年企業会計基準委員会(ASBJ)へ出向。2012年英国の国際会計基準審議会(IASB)へ出向し、主にIFRS解釈指針委員会の案件を担当。現在、財務会計制度及びディスクロージャーに従事。

1 企業の財務業績の理解への目的適合性がある場合にその他の要件を満たす場合には損益計算書の本表に表示することとなるが、IASBはそのようなMPMはほとんどないと考えている。

「新型コロナウイルスと給与課税」

税理士法人フェアコンサルティング パートナー、税理士

伊藤 雄二



【はじめに】

新型コロナウイルスの影響で、我が国の企業の中には、海外に出向している日本人社員を一時帰国させるところが目立つようになってきました。これは、その出向社員に対する給与に対する課税関係に少なからぬ影響を及ぼします。最近、この点に関するご質問が急増しているため、本稿でもこの問題を急遽取り上げることとしました。

【説明に当たっての前提条件】

説明に用いる事例では、次の事実関係を前提とします。

- 1 出向者は、日本親会社から3年の期間で、米国子会社に昨年1月に出向した。
- 2 新型コロナの感染が米国全土に広がり、米国子会社の販売先である米国のメーカーの生産活動が著しく停滞し始め、米国子会社の営業員の活動にも支障が生じてきた。
- 3 米国子会社に出向させている販売員3名を一時帰国させることとした。
- 4-1 一時帰国した出向者は、これまで100日間日本に滞在しており、米国子会社の業務をリモートで行っている。その給与は、米国子会社から出向者の米国内銀行口座に支払われている。
- 4-2 一時帰国した出向者は、これまで100日間日本に滞在しており、日本親会社の業務を行っている。その給与は日本親会社が国内で支払っており、米国子会社は支払っていない。
- 4-3 一時帰国した出向者は、これまで100日間日本に滞在しており、米国子会社の業務をリモートで行っている。その給与はいったん日本親会社が国内で立替え、米国子会社から送金を受けている。

【説明】

上記1～3は共通の事実関係ですので、説明に当たっては、それらを前提として4-1、4-2及

び4-3の場合に分けてそれぞれ説明します。

1 4-1の場合

(1)非居住者の所得税の課税標準

出向者は日本人ですが、3年の期間で海外子会社に出向し、一時帰国している状態ですので、「国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて一年以上住所を有する個人」である居住者には該当しません。非居住者は居住者以外の者をいうこととされています(所得税法2①Ⅲ)ので、この出向者は非居住者ということになります。所得税法では、非居住者は、全ての所得のうち国内源泉所得だけが所得税の課税対象(課税標準)とされます(所得税法164①I)。

(2)国内源泉所得としての給与所得

国内源泉所得となる給与所得は「俸給、給料、賃金、歳費、賞与又はこれらの性質を有する給与その他の人的役務の提供に対する報酬のうち、国内において行う勤務その他の人的役務の提供(内国法人の役員として国外において行う勤務その他の政令で定める人的役務の提供を含む。)に基因するもの(所得税法161①ⅩⅡ)」とされています。

(3)課税の形態

非居住者に対して国内において国内源泉所得に該当する給与の支払をする者は、その支払の際、所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに納付しなければならないとされています(所得税法212①)。

(4)所得税法上の課税の適否

勤務の内容が米国子会社の業務の実施であるとしても日本の親会社の業務の実施であるとしても、国内の勤務であることに変わりはありません。本ケースを含むすべてのケースで、給与は出向者の国内の勤務に基因して支払われていますので、出向者の国内源泉所得に該当し、原則として所得税が課税されます。なお、給与は米国子会社から出向者の米国内銀行口座に支払われており国内で支払われていないため、源泉徴収は行われません。この場合には、出向者自身が確定申告を行う必要があります(所得税法166条)。

(5) 租税条約の短期滞在者免税条項の適用関係

日米租税条約をはじめとして、我が国が外国と締結している租税条約には短期滞在者免税規定が置かれています。日米租税条約の場合、その第14条第2項(以下「短期滞在者免税規定」といいます。)に規定する(a)～(c)に掲げる要件の全てを満たす場合、出向者の滞在国内(源泉地国)の所得税課税は免税となります。

“1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに掲げる要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

- (a) 当該課税年度において開始又は終了するいずれの12箇月の期間においても、報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計183日を超えないこと。
- (b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。
- (c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設によって負担されるものでないこと。”

このうちの(a)は日本における滞在期間が1年の半分(183日)以下であることを求めています。(b)は、給与の支払者が滞在国内の居住者でないことを、また(c)は、支払給与の額が滞在国内の雇用者が有する恒久的施設によって負担されていない(恒久的施設において費用として計上されていない)ことを求めています。本ケースはこれらの3つの要件をすべて満たしていることから、短期滞在者免税規定が適用されることになり、結果的に所得税は免税となります。

2 4-2の場合

(1) 所得税法上の課税関係

1で述べたように、本ケースにおいても所得税法上は所得税が課税されることとなります。

(2) 短期滞在者免税規定の適用関係

本ケースでは、滞在国内(源泉地国)の居住者である日本の親会社が給与を支払っていることから、短期滞在者免税規定の(b)の要件を満たさず、短期滞在者免税規定は適用されませんので、所得税が課税されます。出向者に対する給与の支払いは国内で行われているので、源泉徴収による納税となります。

3 4-3の場合

(1) 所得税法上の課税関係

本ケースでは、出向者に対する給与は、日本親会社により立替払いにより国内で支払われ、後日、米国子会社による送金により精算されています。1(2)で引用した所得税法の規定(所得税法161①Ⅻ)によれば、出向者に対する支払が立替払いであっても所得税が課されることには変わりはありません。ちなみに、立替払いを行った者が源泉徴収を行う際の支払者(=源泉徴収義務者)に該当するかどうかについては過去において争いがあり、国税不服審判所は、立替払いをした者に源泉徴収義務があると判断しています(平3.5.16裁決「外国人出向者の日本における税金を立替払いした場合に源泉徴収義務を負うとした事例」参照のこと)。

(2) 短期滞在者免税規定の適用関係

立替払いが、短期滞在者免税規定の(b)でいう滞在国内の居住者による支払いに該当すると考えるとすると、(b)の要件を満たさないことになり、短期滞在者免税規定が適用されないため、所得税の免税を受けることが出来ません。これに対して、立替払いが短期滞在者免税規定上の支払いに該当しないとすると、(b)の要件を満たしますので、所得税の免税を受けることとなります。

この点について、OECD加盟国が締結する租税条約の各構成条項の解釈基準であるOECDモデル租税条約のコメントリー(逐条解説)6.2では、「サブパラグラフ2b(日米租税条約の短期滞在者免税規定のb)に相当)及びc(同規定のcに相当)の趣旨及び目的は、給与所得が源泉地国内で控除可能な費用として認められていない限りにおいて短期勤務の源泉地課税を回避すること」であると説明されています。

この解釈に基づいて本ケースを考えてみれば、源泉地国である日本において出向者に対する給与を費用として計上している者はいませんので、短期滞在者免税規定の要件(b)を満たしていると考えられます(恒久的施設はないため(c)については考慮する必要はありません。)ので、所得税は免税となるものと考えます。

【筆者略歴】

東京国税局調査部において調査部調査審理課主査、国際税務専門官及び移転価格担当課長補佐を経験。また、国税庁では、海外取引調査担当主査として国際課税の執行に係る企画・立案を担当。税務大学校研究部教授を最後に退官。現在は、税理士として移転価格課税等の国際課税案件を中心に担当。

「IASBによる公開草案 「全般的な表示及び開示」について」

IASBテクニカル・フェロー

鈴木 邦宜



1. はじめに

2019年12月17日に、国際会計基準審議会 (IASB) から「全般的な表示及び開示」と題する公開草案 (ED) が公表された。コメント募集期間は、2020年6月30日までとされていたが、Covid-19による影響を考慮し、2020年9月30日まで延長された。IASBは、財務報告におけるコミュニケーションの改善を目指して、各種プロジェクトに取り組んでいるが、本EDは、その中のひとつである「基本財務諸表」プロジェクトに関するものである。

本EDにおける提案内容を深く理解していただくため、IASBは4回にわたってウェブセミナーを実施し、鈴木理加理事と担当チームによる提案内容の解説を提供してきた。本稿は、ウェブセミナーの内容を簡潔にまとめたものである。なお、文中意見にわたる部分は、筆者の解釈または私見が含まれ、IASBの公式見解ではないことをお断りしておきたい。

2. 提案の概要 (第1回)

本EDは、「損益計算書に含まれる情報に重点を置いて、財務諸表における情報の伝達方法を改善する」ことを目的としている。IASBは、現行基準に対する様々な意見を投資家から受け取っており、それに対応する形で以下の提案がなされている。

▶ 投資家のニーズへのプロジェクト対応

投資家からの意見	IASBからの主な提案
①純損益計算書の小計は、異なる企業間で比較可能である必要がある。	定義された小計を損益計算書に追加表示することを企業に要求する。
②企業は、より詳細な情報と、より分析しやすい方法で集約した情報を提供する必要がある。	分解表示に関する要求事項を強化する。
③経営者の定義による業績指標は有用な情報ではあるが、より透明性を高める規律のある方法で使用される必要がある。	経営者業績指標に関する情報を注記に開示することを企業に要求する。

第1回のウェブセミナーでは、各提案内容の概要を説明するに留めており、その詳細は第2回目以降のウェブセミナーで解説している。

本EDは最終化された後に、IAS第1号を置き換える新基準となることが提案されている。この新基準には、表示及び開示に関する新しい要求事項とIAS第1号から限定的な文言修正をしたうえで移行される要求事項の双方が含まれる。また、それに付随して、IAS第1号以外の基準の修正も提案されている。

3. 小計と区分 (第2回)

ここで挙げられた問題点は、IFRSには収益と純損益の間に定義された小計がないため、各企業が異なる方法で小計を表示しているというものである。そこで、本EDでは損益計算書を、営業、投資、財務の3区分に分けるとともに、関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分を、「不可分の」と「不可分でない」ものに区分して表示することを提案している。それに伴って、損益計算書では「営業利益」、「営業利益並びに不可分の関連会社及び共同支配企業から生じる収益及び費用」、そして「財務及び法人税前利益」の3つの小計が定義された。また、一般に広く使用されているEBITDAに関しては、実務上の計算方法は多様であり単一の概念を特定できなかったことにより、IASBはこれを定義しないこととしている。

▶ 金融機関への適用

主要な事業活動として顧客に融資を行う企業については、発生する収益及び費用を全て営業区分に含めることができた。また、主要な事業活動の過程で行われる投資から生じる収益及び費用を営業区分に含めることが提案された。

▶ キャッシュフロー計算書

IASBは、間接法の調整表における出発点を「営業利益」のみとし、利息及び配当の分類における選択肢を排除することを提案している。また、関連会社及び共同支配企業からのキャッシュフローにつき、損益計算書と同様に「不可分の」ものと「不可分でない」ものを区分して表示することが提案された。

4. 分解(第3回)

本EDは、企業がどちらで情報を提供すべきか決定するのに役立つように、基本財務諸表と注記の役割を明確化している。また、IAS第1号で既に要求しているものに加えて、最低限必要とされる科目を新たに提案している。

▶ 分解

集約及び分解の原則として、特性を共有する項目はグループとしてまとめ、共有しない項目は個別の項目として区分されることが提案された。重要性のない異質な項目をグループ化するには、「その他の費用」などの科目名を避け、それが不可能な場合はその内訳を注記において提供しなければならない。

▶ 営業費用の分析

現行実務では、売上原価などの機能別科目と減価償却などの性質別科目を組み合わせ、損益計算書を作成している例も散見され、含まれる情報が不完全となってしまうという問題があった。これを解決するために、企業は最も有用な情報を提供する営業費用の分析方法を使用することとし、2つの方法を組み合わせ使用すべきではないことを明確にした。また従来追加情報の開示を拡張し損益計算書が機能別分析で表示されている場合には、性質別分析を注記に開示することとしている。

▶ 通例でない収益及び費用

通例でない収益及び費用とは、予測価値が限定的な収益及び費用である。種類及び金額が類似している収益又は費用が将来の数事業年度について生じないであろうと予想することが合理的である場合、予測価値は限定的とされる。日本基準における特別損益に近い概念のように思われるが、過去

の事象の有無ではなく将来における予測が決定的な要因となる点が特徴である。通例でない収益及び費用は、損益計算書における科目ごとに開示することが要求される。

5. 経営者業績指標(第4回)

投資家から挙げられた問題点として、多くの企業が投資家とのコミュニケーションにおいて、業績指標を提供しているが、それは経営者が定義した指標であるため、透明性に欠けることがあるというものがあつた。IASBから提案された経営者業績指標(MPM)の定義は、①一般とのコミュニケーションにおいて財務諸表の外で使用され、②IFRSが定めている合計又は小計を補完し、③企業の財務業績の側面に関する経営者の見解を示す、収益及び費用の小計というものである。ここでの留意事項としては、IFRSで定義された指標はMPMの範囲から除外され、非GAAP情報であるMPMがIFRS財務諸表に含まれるという新しい提案である。MPMは、実際に投資家とのコミュニケーションで使用されている幅広い指標であり、IFRSで定められている指標を補完することが期待されている。一部の利害関係者は、MPMを財務諸表に含めることについて、誤解を招く可能性があるのではという懸念を示しているが、そのような懸念に対処するため、MPMが業績の側面に関する経営者の見解を示すものであることを明確にしなければならない。そのため、企業が識別したMPMは、IFRSで定義された小計又は合計との調整表とともに、注記で開示されることが提案されている。

6. おわりに

上記のウェブセミナーは、IASBのウェブサイトを通じていつでも視聴可能である。一部の企業からは、本EDで提案されている内容に対して、定義や基準が不明瞭なため更なるガイダンスが必要である、現行と比較して財務諸表作成者に多大なる負荷をかけると想定される、実務上情報収集が困難であるなどの意見を既に伺っている。本EDに対するコメントとして、利害関係者の皆様から様々なご意見を頂けることを期待している。

2020年度の事業計画の概要

専務理事・事務局長(公認会計士)

新井 武広

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う理事会日程の延期により、2020年度の事業計画及び予算は7月8日開催の理事会で承認された。

本稿では、3月に定めた中期運営方針(2020年度～2022年度)に基づくとともに、新型コロナウイルス感染症の罹患防止も踏まえて策定した2020年度の事業計画について、3事業(実務補習、CPE運営、役員・会計実務家研修)と組織運営の取組みの要点を紹介する。

2. 事業別及び組織運営の主な取組み

(1) 実務補習

公認会計士試験合格者において大学在籍者数の占める割合が高くなってきている状況も踏まえつつ実務補習所の安定的な運営を図る。また、ビジネスの複雑化、企業経営のグローバル化の進展、急速なデジタル化という大きな潮流を踏まえて時代の変化に適応した資質・力量を備えた公認会計士を育成する観点から、日本公認会計士協会(JICPA)等と連携してカリキュラムや教材の抜本的な見直しの検討を行う。

① カリキュラム、教材内容の見直し・充実

2019年期に行った監査教科及び会計教科の科目の大幅な見直しに続き、税務教科、経営教科及び法規・倫理その他の教科の抜本的な見直しを行う。

また、会計専門職大学院と実務補習所の連携強化を図るため、2019年11月に会計大学院協会・JICPA・当法人の関係者で組成された連携協議会での教材内容の検討結果を踏まえ、2020年期では会計大学院協会関係者がeラーニング教材を作成し、それを会計専門職大学院と実務補習所とで共有・活用する。

② 継続生対策

所定の期間に修了考査受験要件を満たすことのできなかつた実務補習生、いわゆる継続生

に対して、実務補習継続の意思確認手続きを実施するとともに、所属元と連携して修了考査受験要件の早期充足を働きかける。

また、実務補習生が緊張感をもって実務補習を行うとともに、適切な知識を習得して修了考査の受験を担保する観点から、実務補習規程を改正して在籍期限を設ける。

③ 実務補習の運営方法に関する検討

テキストのペーパーレス化やインタラクティブな講義の実現を図る。

また、実務補習の運営上の課題に対する改善策を検討するために設置されたJICPAの実務補習運営課題検討委員会の検討結果を踏まえた対応を図る。

更に、監査法人内研修の活用と会計大学院協会との連携を柱とした実務補習の運営方法の在り方を検討するためにJICPA内に設けられた実務補習所改革検討委員会の検討結果を踏まえた対応を図る。

④ 適切で円滑な業務運営

実務補習所の円滑な業務運営のための業務改革を遂行するとともに、実務補習生をはじめとする実務補習関係者の新型コロナウイルス感染症の罹患防止に向けて、関係者と対応策を協議して適切に実施する。また、令和2年公認会計士試験の日程変更を踏まえ、第1学年の講義・考査のスケジュール等の検討を行い、適切に対応する。

⑤ 実務補習の在り方に関する検討

JICPA内に設置された「公認会計士に求められる資質」プロジェクトに参画し、その検討結果を踏まえた対応を図る。

(2) CPE運営

JICPAとの「継続的専門研修制度の共同開催等に関する合意書」に基づき、JICPAが企画し、当法人は主に運営業務を担当している。

① 運営コストの削減

JICPAと連携して、CPE研修のライブ配信シ

システムの合理化、配布資料の電子データ活用などによる運営コストの削減を図る。

② 役員・会計実務家研修のコンテンツのeラーニング教材としての拡充

「会計基準実践講座」、「国際会計基準基礎講座」、「IFRSの考え方」の講座に加え、CPE教材として有益と考えられるものをeラーニング教材として提供する。

(3) 役員・会計実務家研修事業

魅力あるプログラムの提供を図るために研修コンテンツの見直しを行うとともに、新型コロナウイルス感染症対策としてのオンライン研修の実施やマーケティング活動を強化し、上場会社や個人の会員数の増加による会費収入と研修会収益の増収を図る。

① 魅力あるプログラムの提供

a. ターゲットを明確にした新規プログラムの提供

会計、税務、コーポレート・ガバナンスに関する「体系的な教育プログラム」や旬な話題を取り上げる「最新トピックセミナー」等のプログラム内容を適宜見直すとともに、主にIT技術者を対象とした会計・監査の基礎講座、経営企画部門所属者等を対象にしたビジネスプランニング、経営指標・資本コスト及び全社的リスクマネジメントを題材とした財務・会計リテラシー向上セミナー、中小監査法人のクライアント向けセミナーなどを企画して開催する。

b. オンライン講座の実施とEdTechの活用による受講者の利便性の向上

新型コロナウイルス感染症対策の一環としてライブ講義をオンラインで受講できるオンライン講座を開始する。また、Slido等を活用したインタラクティブな講義や配布資料の電子データ活用の検討を行い、順次実施する。

② 会員加入及びセミナー参加への勧誘活動の強化

a. 勧誘活動のツールの整備

当法人の役員・会計実務家研修の内容を紹介するリーフレットの整備や2020年度開催予定のプログラムによりマーケティング活動を実施する。

b. 関係諸団体との連携等による効果的な勧誘活動

JICPAとの連携強化に加え、中小監査法人と連携した中小監査法人のクライアントへのセミナー周知とともに、グループ内で研修事

業を担う企業との協力関係の構築により、効果的なマーケティング活動を実施する。

c. 首都圏の上場会社への会員加入に注力

当法人のセミナーに参加実績のある非会員企業・個人、首都圏の非会員上場会社(特に中堅・中小規模)、中堅中小監査法人のクライアントに対する会員加入に注力する。

③ 会員特典の充実

会員数の増加を図るため、会員特典の充実策として、講師との交流機会の提供、会員ツアーなどを企画し、実施する。

④ 会計人材の育成・会計リテラシー向上に関する教育研修に関する調査

魅力あるプログラムを提供するため、急速なデジタル化に代表される事業環境の大きな変化を踏まえ、欧米における会計人材育成や会計リテラシー向上に関する教育研修プログラムの調査を行う。

(4) 組織運営

「我が国の会計人材の育成、会計リテラシーの向上に貢献する財団」としての組織の在り方の検討を行うとともに、安定的で効率的な業務運営を確立するため、職員の意識改革と業務運営体制の見直しを行う。

① 長期的視点に基づく当法人の在り方の検討

当法人の在り方を検討するタスクフォースを組成して、長期的視点に基づき、事業内容を含む当法人の在り方の検討を行い、2020年度中に検討結果を取りまとめて具体的な対応を図る。

② 事務局体制の整備・充実

コスト意識の徹底や業務改善により、効率的で安定的な業務運営体制を整備する。

③ 公益法人認定に関する検討

現時点での公益認定の基準への適合状況の確認と公益財団化のメリット、デメリットの検討を開始する。

3. おわりに

以上が私どもの2020年度の事業計画の概要であるが、JICPAをはじめとする関係者の協力を得て、我が国の会計人材の育成、会計リテラシーの向上に貢献する教育財団であるという「当法人の社会的価値」を幅広い者に共有してもらおうべく、取り組んでまいりたい。

JFAEL 3つの事業の活動報告

役員・会計実務家研修について

役員・会計実務家研修では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、3月以降開催を見合わせていました研修会を6月23日(火)に再開しました。但し、コロナ禍が終息する目途が見込めない状況を鑑み、従来の集合研修に加え、オンライン研修を併用する形式で研修会を開催することとしました。

集合研修は、いわゆる3密を極力回避し、ソーシャルディスタンスを保つ等の対策のもとで、withコロナ時代の集合研修の在り方を検討し、80-100名のほどの人員を収容できる会場を定員20名とさせていただいております。また、オンライン研修は、現在の配信システムの都合により上限を30名とさせていただいております。しかし、受講受付開始直後にオンライン研修会への申込み者が上限に達してしまう事態が度々発生しました。多くの会員の方々にご迷惑をお掛けいたしましたこと、お詫び申し上げます。

当法人では、皆様のご希望に沿って研修を受講いただけるよう、現状の改善に取り組んでおります。まず、受講する方々の都合の良い時間に録画した講義を受講する、オンデマンド配信を希望される声が多く寄せられたことから、講師の了承を得て9月15日(火)より「オンデマンドラーニング講座」を開始しました。また、より多くの方々にライブ講義をオンラインで受講いただけるよう、定員枠の拡大の検討を進めております。詳細は、10月中旬に当法人のウェブサイトにてご案内申し上げます。

以下では、6月から8月に開催しました研修会についてご報告いたします。

私どもでは、主に会計監査に従事するIT専門職員を対象とした『会計・監査・内部統制基礎講座』を新設し、8月に4日間にわたり開催しました。IT専門職員が会計監査チームの一員として業務に従事するには、会計、監査、内部統制に関する基本的な知識を兼ね備えることが必要であり、短期間に集中して「会計」、「監査」、「内部統制」の基礎を学習できるプログラムを要望する声を頂戴したことから、立ち上げたものです。講師陣には、会計監査の現場で経験豊富な公認会計士の方々をお迎えしました。「会計講座」は当法人主催の連結基礎講座でご講演いただいた飯塚幸子氏、「監査講座」は早稲田大学会計商学学院(大学院会計研究科)教授の金子裕子氏、「内部統制講座」は植野和宏氏にご担当いただきました。

『戦略実現のための新リスクマネジメント講座(全5回)』も新規に開講し、第1回『事業戦略に係るリスク(機会と脅威)とは?～メガトレンドからのリスク・シナリオの特定と活用～』を開催しました。プロティビティLLC会長兼シニアマネージングディレクターの神林比洋雄氏に講師をご担当いただいている当講座は、オンラインのみで受講生の方々に参加していただき、講師と受講生で意見交換していただく形で運営しております。

会計、税務、経営管理に関して基礎から体系的に学習することを目的とした体系的な教育プログラムでは、和氣光氏の『消費税の実務(全2回)』、EY新日本有限責任監査法人の公認会計士の方々が講師を担当される『会計基準実践講座(全10回)』・『会計基準実践アドバンスコース(全5回)』を開始しました。

「最新トピックセミナー」では、筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授弥永真生氏に『有価証券報告書の虚偽記載と内部統制システム構築義務違反』、弁護士の山口利昭氏に『企業統治改革が進む中での会社法改正の位置づけ―「取締役等に関する規律の見直し」との関係で』というテーマでご講演いただきました。

(役員・会計実務家研修グループ:細谷)

実務補習について

昨年12月に入所された2019年期補習生1,316名に対し、昨年12月下旬から今年3月末まで前期日程を実施することとなっておりますが、新型コロナウイルス感染症の罹患防止策として、2020年2月25日の実務補習協議会での審議を踏まえ、2月25日以降のライブ講義のeラーニング化、考査の延期、冬期宿泊研修・工場見学の中止などの対応を行いました。

5月中旬から開始した後期日程においても、前期と同様にライブ講義のeラーニング化、夏期宿泊研修の中止、課題研究の提出期限の延長などの対応策を講じるとともに、延期していた部分も含めて7月から9月にかけて考査及び追考査を実施しました。

10月上旬には今期の成績が確定し、修了考査受験要件を満たした第3学年(修業年限短縮者を含む。)の実務補習生は、12月12日～13日に日本公認会計士協会が行う修了考査の準備に取り掛かることとなります。

当法人では、2021年2月中旬の令和2年公認会計士試験合格発表を受けて公認会計士試験合格者を実務補習生として新たに迎え入れる準備、そして来年度の実務補習のカリキュラムの確定に向けて取り組んでいるところです。

実務補習生数の推移(2018年期末までは3月末、2019年期末は2020年8月末時点) (人)

	2011年期末	2012年期末	2013年期末	2014年期末	2015年期末	2016年期末	2017年期末	2018年期末	2019年期末
全国 (J1)	5,016 (1,443)	4,471 (1,311)	3,799 (1,153)	3,459 (1,088)	3,195 (1,039)	3,097 (1,096)	3,210 (1,214)	3,446 (1,287)	3,591 (1,316)

※第1学年(J1)から第3学年(J3)までの人数である。

(参考:2019年期末内訳)各実務補習所の学年別実務補習生数(2020年8月末現在) (人)

	J1	J2	J3	[合計]
東京実務補習所(支所を含む)	978	901	795	[2,674]
東海実務補習所	68	69	61	[198]
近畿実務補習所	236	221	169	[626]
九州実務補習所	34	35	24	[93]
[合計]	[1,316]	[1,226]	[1,049]	[3,591]

(実務補習グループ:桑島)

継続的専門研修について

公認会計士としての資質の維持・向上及び公認会計士の監査環境等の変化への適応を支援するために、日本公認会計士協会(以下「協会」という。)の会員には、継続的専門研修制度(CPE=Continuing Professional Education、以下「CPE研修」という)が公認会計士法に基づき義務付けられております。

弊財団は、このCPE研修を協会と共同開催しており、主に運営面を担当しています。具体的には、研修会参加申込みの受付、講師との連絡及び調整、研修会当日の会場運営及び参加者の受付事務を行っております。

I 2020年6月から8月に開催した主なCPE研修会

<倫理>

- ・最近の職業倫理の動向について

<会計>

- ・改正企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」等の概要及び適用に当たっての留意事項について
- ・地方公会計に関する現状と課題について
- ・国の公会計の取組みについて(2020年版)

<監査>

- ・2019年度の品質管理レビューの結果と2020年度の品質管理レビューの方針
- ・監査の品質管理の実務(事例解説集による改善勧告事項事例の説明)
- ・監査提言集の解説

<税務>

- ・現在の税制上の課題と今後の展望～税制の在り方に関する提言と令和3年度税制改正意見・要望書の解説～

<コンサル>

- ・「会計士のためのフィナンシャルリテラシーと企業価値向上」講座

<組織環境>

- ・IRの実務 その現状と問題点～海外IR、取締役会評価などにおける機関投資家との対話～
- ・IR・SR の新しい取組について～最新動向を現場から

II CPE研修会の分野別の開催実績(2020年4月～2020年8月) (回)

倫理等	会計	監査	税務	コンサルティング	組織環境	スキル	[合計]
2	6	6	2	6	3	2	[27]

(継続的専門研修グループ:鈴木)

役員・会計実務家研修事業 開催予定セミナーのご案内

会計教育研修機構では、セミナー配信システムによるオンラインセミナー、ウェブ会議システムを活用したディスカッション講座などテクノロジーを活用し、受講生各位の利便性の追求も図っており、9月15日(火)より『オンデマンド_ラーニング講座』を開始いたしました。

なお、『オンデマンド_ラーニング講座』は当法人の法人会員、個人会員限定となります。

以下、2020年10月以降に開催日時が決定しているセミナーについて、ご案内いたします。

●体系的な教育プログラム

会計、税務、経営管理に関して基礎から体系的に学習することを目的としたセミナー。個人会員の知識のブラッシュアップ、法人会員の研修手段の一つとして継続的に活用していただくことを想定し、同じテーマのプログラムを毎年継続的に提供。

(1) IFRS

❖IFRSの考え方(全3回)※オンデマンド対象講座

- ・(講師)早稲田大学大学院 会計研究科 教授 秋葉 賢一氏
- ・(開催日時)開催時間は各回共通14:30-16:30

回数	開催日	テーマ
第2回	10月1日(木)	測定
第3回	10月8日(木)	オンバランス化とオフバランス化

❖IFRS基礎講座(全10回)※オンデマンド対象講座

- ・(講師)関西学院大学院 経営戦略研究科 教授 杉本 徳栄氏
- ・(開催日時)

開催日	回数	テーマ	時間
12月2日(水)	第1回	IFRSによる財務諸表	11:00-13:00
	第2回	他の企業への投資① — 子会社、関連会社、共同支配企業	14:00-16:00
12月16日(水)	第3回	資産の会計①	11:00-13:00
	第4回	公正価値測定	14:00-16:00
1月21日(木)	第5回	資産の会計②	11:00-13:00
	第6回	資産の会計③	14:00-16:00
2月18日(木)	第7回	負債の会計	11:00-13:00
	第8回	退職給付とストック・オプション	14:00-16:00
3月18日(木)	第9回	収益の認識	11:00-13:00
	第10回	他の企業への投資② — 組織再編	14:00-16:00

(2) 日本基準

❖会計基準実践講座(全10回)※オンデマンド対象講座

- ・(講師)EY新日本有限責任監査法人に所属する公認会計士
- ・(開催日時)開催時間は各回共通18:30-20:30

回数	開催日	テーマ	講師
第7回	10月14日(水)	企業結合会計①総論・共通支配下の取引	マネージャー 公認会計士 横井 貴徳氏
第8回	10月28日(水)	企業結合会計②取得	
第9回	11月10日(火)	連結会計	シニアマネージャー 公認会計士 加藤 圭介氏
第10回	11月25日(水)	引当金 資産除去債務を含む	マネージャー 公認会計士 廣瀬 由美子氏

❖会計基準実践アドバンスト(全5回)※オンデマンド対象講座

- ・(講師)EY新日本有限責任監査法人に所属する公認会計士
- ・(開催日時)開催時間は各回共通13:30-16:00

回数	開催日	テーマ	講師
第5回	10月5日(月)	関係会社の業績悪化時の論点	パートナー 公認会計士 井澤 依子氏

(3) バリュエーション

❖バリュエーションの基本と実務(全3回)※オンデマンド対象講座

- ・(講師)株式会社クリフィックスFAS 取締役 マネージング・ディレクター 竹埜 正文氏
- ・(開催日時)開催時間は各回共通14:00-16:00

回数	開催日	テーマ
第1回	11月19日(木)	非上場株式の評価の基本
第2回	11月26日(木)	事業価値評価・減損テストにおけるDCF法と事業計画の見方
第3回	12月4日(金)	企業結合時の取得原価配分にあたっての評価の基本

(4) 税務

❖法人税実務講座～判例から読み解く～(全3回)※オンデマンド対象講座

- ・(講師)中央大学法科大学院 教授 酒井 克彦氏

開催日	テーマ		時間
10月15日(木)	第1講義	判例から読み解く税務調査	9:30-11:30
	第2講義	判例から読み解く加算税	12:30-14:30
	第3講義	判例から読み解く重加算税	14:45-16:45

❖連結納税制度の概要と申告実務2020(全3回)※オンデマンド対象講座

- ・(講師)税理士法人ファシオ・コンサルティング パートナー 公認会計士・税理士 鯨岡 健太郎氏
- ・(開催日)第1回 11月9日(月)
第2回 11月16日(月)
第3回 11月24日(火)
- ・(開催時間)各回共通14:00-16:00

(5) 経営管理等

❖コーポレートガバナンス講座(全2回)※オンデマンド対象講座

- ・(講師)一般社団法人実践コーポレートガバナンス研究会 理事、公認会計士 箱田 順哉氏

開催日	テーマ		時間
10月7日(水)	第1部	コーポレートガバナンスの基本	10:00-12:00
	第2部	コーポレートガバナンスの実践	13:30-15:30

●最新トピックセミナー

年度ごとに受講者のニーズや制度・法規制の動向を踏まえ、旬な話題を取り上げて解説する講座。

❖IFRS第16号のリース会計の実務

- ・(講師)PwCあらた有限責任監査法人 アカウンティング・サポート部 パートナー 吉岡 亨氏
- ・(開催日時)11月30日(月) 14:00-16:00

❖AI=DX!?その建設的関係について

- ・(講師)国立情報学研究所 教授(前人工知能学会会長) 山田 誠二氏
- ・(開催日時)12月17日(木) 14:00-16:00

❖金融商品取引法開示規制違反に係る課徴金勧告事例等について

- ・(講師)金融庁証券取引等監視委員会事務局 開示検査課長 谷口 義幸氏
- ・(開催日時)1月27日(水) 14:00-15:30

❖収益認識会計基準と法人税と消費税の関係

- ・(講師)PwC税理士法人 審査室長 パートナー、税理士、元財務省主税調査官 佐々木 浩氏
- ・(開催日時)2021年開催予定14:00-16:00

❖政策保有株式の実証分析、失われる株式持合いの経済的効果(仮)※オンデマンド対象講座

- ・(講師)一橋大学大学院 経営管理研究科 准教授 円谷 昭一氏
- ・(開催日時)2月16日(火) 14:00-16:00

❖不正会計予測研究の実務への応用(仮)

- ・(講師)東京大学大学院 経済学研究科 教授 首藤 昭信氏
- ・(開催日時)3月9日(火) 14:00-16:00

❖企業価値向上のために必要な基礎知識-KPI、資本コストの考え方・実践(仮)※オンデマンド対象講座

- ・(講師)大阪市立大学大学院 経営学研究科 教授 石川 博行氏
- ・(開催日時)3月17日(水) 14:00-16:00

●【2020年度新規講座】戦略実現のための新リスクマネジメント講座(全5回)※オンライン研修のみ

新型コロナパンデミックは、急速に進展しているデジタル・トランスフォーメーション時代への流れを、なお一層加速し、企業や組織にとって、テクノロジーやデータの利活用による新たな製品やサービスの開発や、ウェブ会議など自らの組織における業務プロセスの見直しが急務となっている。このように、かつてない変化の時代に対処していくために、従来型のリスク管理を見直し、新たなリスクマネジメントの在り方を考察する講座。

- ・(講師)プロティビティLLC 会長 兼シニアマネージングディレクタ 神林比 洋雄氏
- ・(進行)講師による説明+質疑応答
- ・(開催日時)開催時間は各回共通14:30-16:30

回数	開催日	テーマ
第3回	10月6日(火)	デジタル・トランスフォーメーションにどう対処するか? ～DXリスクへの効果的な対処方法～
第4回	11月18日(水)	コロナ新時代における人材育成・活用とは? ～人材トランスフォーメーション～
第5回	12月8日(火)	今、求められる業務プロセスの最適化とは? ～ニューノーマル新時代におけるオペレーショナル・レジリエンス～

上記の各講座の詳細、及びセミナー最新情報につきましては、当法人のウェブサイトをご確認ください。



～会計教育財団として、我が国の会計人材の育成・会計リテラシーの向上を目指す～



JFAELニュースレター -第30号-

2020年9月30日発行

発行人 手塚 正彦

発行 一般財団法人会計教育研修機構 (JFAEL)

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-7

大手町フィナンシャルシティ サウスタワー5F

Tel : 03-3510-7860 Fax : 03-3510-7866

WEB : <http://www.jfael.or.jp/>

